



# “かしこ”な消費者になるために 契約とは



## 契約って何やる？

私たちは毎日の生活の中で、様々な契約を行っています。コンビニでおやつを買う、電車に乗る、学習じゅくに通う、レンタルショップでDVDを借りるなども契約です。契約は、当事者同士の合意によって成立します。売買契約（商品やサービスを買う）の場合、「買いたい」というあなたの意思表示と、「売りたい」というお店の意思表示とが合ったとき、契約が成立したことになります。口約束でも契約は成立します。契約が成立したら、両当事者は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、あなたには「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引きわたす義務」が生まれます。契約には法的責任が発生します。いったん契約が成立すると、正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。



## 未成年が契約したらどうなるん？

18歳未満の未成年者が契約する場合には、その保護者である法定代理人（親権者）の同意が必要であると民法で定められています。未成年者が法定代理人の同意を得ずにした契約は、原則、取り消すことができます。ただし、下記のような場合などは、契約を取り消すことができません。



- 1 結婚（けっこん）している未成年者が行った契約
- 2 お小づかいなど、未成年者が自由に使うことができる金額内での契約
- 3 未成年者が親に許可された営業に関して行った契約
- 4 未成年者自らが成人であるとウソをついたり、親の同意を得ているとウソをついた場合  
※取引相手から「契約書に18歳と書くよう」言われた場合などは取り消しできません。
- 5 成人してから、商品・サービスを利用する、代金を支払うなど、契約を認める行いをした場合
- 6 契約当事者が23歳になった場合  
※上記の(5)をしていない限り、23歳になるまでは未成年の時にした契約を取り消せます。